

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 甲府市発注に係る _____ 工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負。
- 二 前号に附帯する事業。

(名称)

第2条 当共同企業体は、 _____ 建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を _____ に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日に成立し、第1条に規定する工事の請負契約の履行後1年を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 当企業体は、第1条に規定する工事を請け負うことができなかったときは、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は次のとおりとする。

住 所 _____

商号又は名称 _____

住 所 _____

商号又は名称 _____

住 所 _____

商号又は名称 _____

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 _____ を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、第1条に規定する建設工事の施工に関し、当企

業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第 8 条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称 _____ %

商号又は名称 _____ %

商号又は名称 _____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、第 1 条に規定する建設工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第 10 条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、_____とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第 12 条 当企業体は、第 1 条に規定する当該建設工事について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第 13 条 決算の結果利益を生じた場合は、第 8 条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第 14 条 決算の結果欠損を生じた場合は、第 8 条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が第1条に規定する建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退したものがある場合においては、残存構成員が当該建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員は脱退構成員が脱退前に有していた出資の割合を引き継ぐものとする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、第1条に規定する建設工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____外2社は、上記のとおり _____
_____建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書4通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、1通は甲府市に提出し、他は各自所持するものとする。

令和____年____月____日

代表構成員

住 所 _____
商号又は名称 _____
代 表 者 氏 名 _____

⑩

構 成 員

住 所 _____
商号又は名称 _____
代 表 者 氏 名 _____

⑩

構 成 員

住 所 _____
商号又は名称 _____
代 表 者 氏 名 _____

⑩